

総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について（案）

1. 評価の目的

総合科学技術会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について、その目標や達成度および効果等を評価し、推進体制の改善や予算配分に反映させる。

なお、総合科学技術会議は、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施することとされている。

2. 評価の対象

(1) 大規模な研究開発（設備整備費総額が約300億円以上、及び設備整備費及び運用費等を含めた総額が約500億円以上）

ア. 新たに実施が予定されている大規模な研究開発

イ. 以下の視点から総合科学技術会議が選定する大規模な研究開発

- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ・ 過去1年以内に府省で中間または事後評価された研究開発で、さらに総合科学技術会議として評価する必要があるもの

(2) その他の国家的に重要な研究開発

大規模な研究開発以外で、以下の視点から総合科学技術会議が選定する研究開発

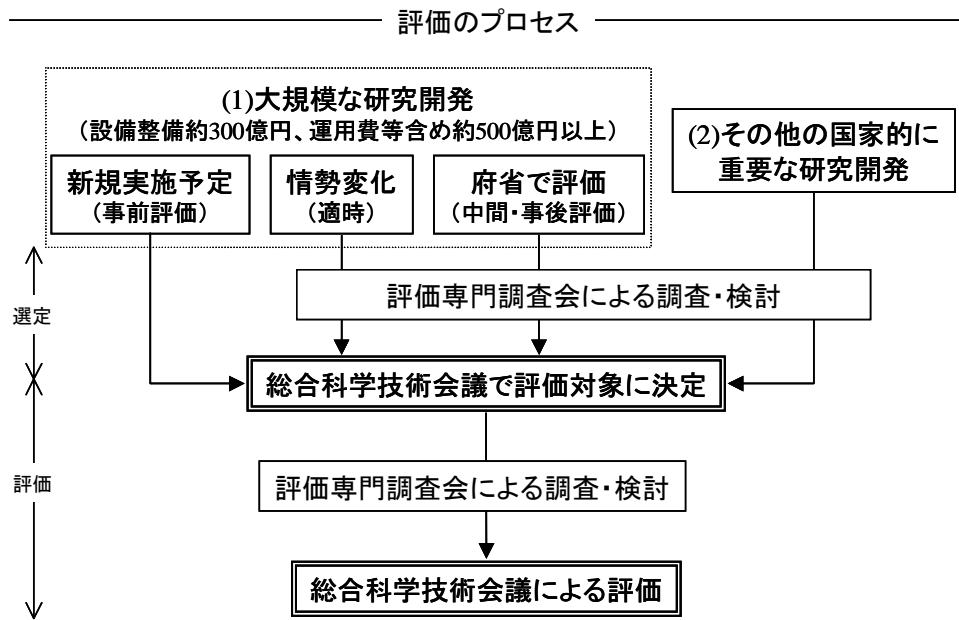
- ・ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの
- ・ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの

なお、(1)のイ.および(2)において総合科学技術会議が評価対象を選定する場合、あらかじめ評価専門調査会で調査・検討を行う。

3. 評価の方法

評価対象に選定した研究開発について、まず評価専門調査会で調査・検討したのち、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

評価結果は政府予算案編成に反映させることとする。



府省で実施された大規模研究開発の中間・事後評価に関する調査検討シート（案）（別紙）

1. 大綱的指針の共通原則について

項 目			各府省の評価結果に対する調査検討			
			評価の有無	調査検討結果 ¹⁾	コ メ ン ト	
評価目的(明確さ)			/			
評価者の選任(利害関係者の排除、バランス)						
評価時期(資源配分へ反映、計画の変更)						
評価結果の公表(評価者、研究開発成果等を含む)						
評価手法(具体的な手法、客観的評価指標の活用)						
評 価 の 方 法 点	必 要 性	目的の妥当性	/			
		科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)				
		社会・経済的意義(実用性等)				
		その他(国際関係上の意義等)				
	効 率 性	計画・実施体制の妥当性(目標設定、運営の効率性、責任体制を含む)				
		その他(費用対効果等)				
	有 効 性	目標の達成度				
		新しい知の創出への貢献				
		社会・経済への貢献				
		人材養成				
	その他(国際関係上の効果等)					

2. 総合科学技術会議として評価する必要性

(科学技術基本計画との整合性を踏まえて)



1) 調査検討基準 (A: 適切である、B: 概ね適切である(一部不適切な部分がある)、C: 不適切である)

(注) 総合科学技術会議においては、上記の評価項目に加え、「資源配分上の妥当性」について審議。

(参考)

大規模な研究開発
(府省による評価実施状況)

府省における 評価実施時期	プロジェクト	備考 (評価実施主体等)
平成13年度	技術試験衛星 型	宇宙開発事業団(中間評価)
	超高速インターネット衛星	宇宙開発事業団(事前評価)
平成12年度	高速増殖原型炉「もんじゅ」	原子力委員会(中間評価)
	新型転換炉「ふげん」	原子力委員会(中間評価)
	大強度陽子加速器計画	原子力委員会及び学術審議会(事前評価)
	太陽光発電技術研究開発	産業技術審議会(事前評価)
平成11年度	H-Aロケット開発	宇宙開発事業団(中間評価)
	国際宇宙ステーション計画	宇宙開発委員会(中間評価)
平成10年度	環境観測技術衛星	宇宙開発事業団(中間評価)
	陸域観測技術衛星	宇宙開発事業団(中間評価)
	地球シミュレータ計画の推進	科学技術庁研究開発局計算 科学技術推進室(中間評価)
	深海地球ドリリング計画	航空・電子等技術審議会(事前評価)

(備考)平成14年度に中間評価が予定されているプロジェクト

- ・ 国際宇宙ステーション計画(宇宙開発委員会)

注:評価実施時期は、各プロジェクトで最近の評価のみ